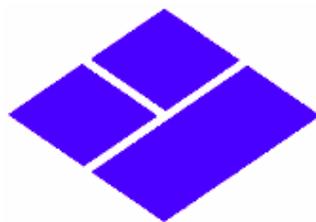


紫波町管理型浄化槽整備事業  
事業者募集要項



平成17年6月27日

岩手県紫波町

## 目 次

- I 本募集要項の背景説明
- II 事業の概要
- III 事業者の募集及び選定のスケジュール
- IV 応募者の資格要件
- V 提案書の審査
- VI 契約の手順
- VII 履行すべき業務の要求水準
- VIII 提案の内容及び条件

- 様式 1－1号 参加表明書
- 様式 1－2号 応募者構成員名簿
- 様式 1－3号 予定協力企業名簿
- 様式 2号 参加辞退届出書
- 様式 3号 事業者募集要項に関する意見書・質問書

- 別添 1 「業務要求水準書」
- 別添 2 「提案書の構成」

## I 本募集要項の背景説明

紫波町（以下「町」という。）は、「紫波町管理型浄化槽整備事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、平成17年4月25日、PFI法第5条の規定に基づき、「紫波町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

町は、上記実施方針の下、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条及び紫波町管理型浄化槽条例（平成17年紫波町条例第10号）第25条の規定により、平成17年6月24日、本事業を「特定事業」として選定し、その旨公表したところである。

本募集要項は、町が、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、事業者として本事業に参加しようとする者に交付するものである。応募者は、本募集要項の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

## II 事業の概要

### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名 紫波町管理型浄化槽整備事業

(2) 事業の目的

町は、全町民への水洗化サービスの提供を確保するとともに、生活環境を改善し、かつ、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、農業集落排水事業等の集合処理計画区域外の全域（以下「整備区域」という。）において浄化槽を整備することとした。本事業は、民間のノウハウを活用することにより、浄化槽の建設業務並びに建設され、又は寄付を受けた浄化槽の維持管理等業務の実施を、町財政の負担を軽減しながら効率的に実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業の内容

- ① 整備区域内の一般住宅（店舗付き住宅等を含む。）を対象とした概ね 1,000 基の浄化槽建設業務
- ② 本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務の実施

- ③ 整備区域内に既に設置された一般住宅（店舗付き住宅等を含む。）用の浄化槽のうち、町が寄付を受けた浄化槽と付帯設備の維持管理等業務の実施

イ 事業期間等

- ① 事業期間は、10か年とする。PFI法第2条第5項に規定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）は、この間、浄化槽建設業務及び維持管理等業務を実施する。
- ② 建設工事期間は、上記期間のうち契約日（事業開始日）から概ね5年間とする。
- ③ 11年目以降の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

### Ⅲ 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定は、本募集要項によるものとし、その実施スケジュール（予定含む。）は、次のとおりとする。

平成17年6月27日（月）	事業者募集要項公表
平成17年7月 8日（金）	参加表明書等及び添付書類受付
平成17年7月 8日（金）～7月11日（月）	参加資格審査
平成17年7月12日（火）	参加資格審査結果の通知及び公表
平成17年9月16日（金）	提案書受付
平成17年9月20日（火）～10月11日（火）	提案書の審査 町PFI懇話会等の意見聴取及び町PFI審査委員会による審査
平成17年10月12日（水）	事業予定者の決定及び公表
平成17年11月上旬	契約締結に向けての協定の締結
平成17年11月中旬	事業予定者は特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立
平成17年12月上旬	仮契約締結
平成17年12月上旬	町は議会に仮契約議案を提案
平成17年12月中旬	町議会で仮契約議案を承認・事業契約締結
平成18年4月1日（土）	事業開始

## IV 応募者の資格要件

### 1 参加資格要件

応募者は、単独の民間企業の場合は単独で、民間企業グループの場合はグループ構成員が全体として次の参加資格要件を満たすものとする。参加資格が確認された応募者に対して、提案書作成を書面にて依頼する。

#### (1) 組織形態

- ア 応募者は、単独の民間企業又は民間企業グループのいずれかとする。
- イ 応募者は、P F I 事業の契約に先立ち S P C を商法（明治 32 年法律第 48 号）に規定する株式会社として紫波町内に設立するものとする。
- ウ 民間企業グループは、その中の 1 社を代表民間企業として、本事業に係る応募及び事業実施の総括責任者を定めるものとする。

#### (2) 応募者の構成

- 応募者の構成は、次のアからオまでの全ての要件を満たすものとする。
- ア 応募者の構成員のいずれかが、別途独立した応募者の構成員として重複して参加していないこと。
  - イ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、特別の事由があると町が認定した場合には、この限りではない。
  - ウ 応募者の構成員以外の民間企業で、P F I 事業開始後、S P C から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）がある場合は、当該協力企業の名称等を明らかにすること。
  - エ 民間企業グループの構成員となった者は、他の民間企業グループの構成員になることはできないものとする。ただし、町と S P C との P F I 事業の契約締結後、選定されなかった応募者の構成員が、協力企業となることはできるものとする。
  - オ 町とこの事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が、応募者の構成員として参加していないこと。

#### (3) 欠格条項

- 次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - イ 町の指名停止措置を受けている者

ウ 最近1年間において、法人税、消費税若しくは法人事業税、地方税又は町に対する公租公課を滞納している者

(4) 業務執行能力及び財務能力

ア 本事業をPFI事業として効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること、又は有している者を使用する財務能力及び管理能力を有していること。

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、健全で安定的な財務能力を有していること。

(5) 留意事項

ア 浄化槽の建設業務、維持管理等業務の実施に当たっては、法令に基づき一定の資格が必要である。応募時点で、応募者の構成員、又は協力企業がその資格のすべてを取得していることを原則とする。

イ 代表民間企業のSPCへの出資割合は、事業期間中を通じて50%を超えなければならない。

ウ PFI事業者は、事業契約締結後、速やかに本業務推進のための建設業務、維持管理等業務に係る基本的な業務分担表を町に提出し、着工までに町から承認を得るものとする。

エ 町は、応募者、応募者の構成員及び協力企業に対し、参加資格要件についてヒアリングをすることがある。

## 2 参加資格の審査・確認

### (1) 参加表明書の提出

応募者は、参加表明書(様式1-1号)、応募者構成員名簿(様式1-2号)、予定協力企業名簿(様式1-3号)及び添付書類を、下記により提出すること。

- ・提出方法：持参のみとする。町は提出書類を確認後、受領書を発行する。
- ・受付日時：平成17年7月8日(金) 午前10時～午後3時
- ・受付場所：紫波町下水道課
- ・電話：019-672-2111(内線5321)
- ・提出書類：

- ① 参加表明書(様式1-1号)
- ② 応募者構成員名簿(様式1-2号)
- ③ 予定協力企業名簿(様式1-3号)
- ④ 添付書類(企業グループの場合は、代表企業のみとする。)

ア 会社概要

- イ 定款
- ウ 印鑑証明書
- エ 法人税等納税証明書（地方税に係るものを含む。）
- オ 法人登記簿謄本
- カ 損益計算書（直近3年分）
- キ 貸借対照表（直近3年分）
- ク 事業実績表（直近3年分）

## （2）参加表明書提出後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、参加辞退届書（様式2号）を平成17年8月31日（水）までに、紫波町下水道課まで持参又は郵送により提出すること。（参加辞退によって、今後、紫波町の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。）

## （3）参加資格の確認

参加資格審査の結果については、平成17年7月12日（火）までに、応募者に対し、書面で通知する。また、紫波町ホームページにおいても同日から公表する。

## （4）参加資格に関する説明要求

参加資格がないと判断された場合、平成17年7月13日（水）から7月14日（木）までに、町の通常の勤務時間内において、書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答は、平成17年7月21日（木）までに応募者に対し送付する。

## （5）その他

参加資格の確認は、参加申込書の提出日現在で行う。ただし、参加資格確認後から契約締結までの期間に、応募者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

## 3 事業者募集要項に関する質疑

本募集要項の内容等に関して意見・質問がある場合、下記により行うこと。

（1）受付日時：平成17年7月5日（火）午後5時まで

（2）受付方法：意見・質問書（様式3号）に記入の上、Eメール又は持参により提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受付けない。

Eメールアドレス：gesuido@town.shiwa.iwate.jp

（3）回答方法：質問については、紫波町ホームページにおいて、随時回答す

る。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないとともに、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しないことがある。

#### 4 提案書の受付

参加資格が確認された応募者に対し、本事業に関する提案書の作成・提出を書面にて依頼する。提案書の提出は、下記により行うこと。提出方法は持参のみとする。町は、提出書類を確認後、受領書を発行する。

- ・ 受付日時：平成17年9月16日（金）午後1時～午後5時
- ・ 提出場所：紫波町下水道課 会議室
- ・ 提出部数：正1部・副10部

#### 5 その他応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、提出書類の提出をもって、本募集要項及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 町が配布する資料及び回答書は、本募集要項と一体のものとし、以後、配布するものが本募集要項を補完・修正するものである場合には、それが本募集要項よりも優先するものとする。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募のための保証金は免除する。
- (5) 応募者から本募集要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。
- (6) 町は、応募者の承諾を得て、本募集要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何に関わらず返却しない。
- (8) 町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示してはならない。
- (9) 本募集要項に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (10) 参加資格が確認された応募者に対し、必要に応じて別途ヒアリングの機会を設ける場合がある。
- (11) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨

単位は円、時刻は日本標準時を使用すること。

## V 提案書の審査

### 1 審査委員会等の設置

提案書の審査に当たっては、学識者等で構成する紫波町PFI事業懇話会(以下「懇話会」という。)及び町の職員等で構成する紫波町PFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

### 2 事業予定者の選定

町長は懇話会の意見を参考としながら、審査委員会の審査に基づき、応募者に順位を付して選定する。

町長は、第1順位の応募者との事業の実施に係る契約の内容に関する協議を行い、協議が整った場合は、当該応募者をこの事業を実施するPFI事業者として選定する。

第1順位の応募者との協議が整わなかった場合は、第2順位の応募者と協議を行い、協議が整った場合は、PFI事業者として選定する。

第2順位の応募者と協議が整わなかった場合は、事業者選定手続きをやり直すものとする。

### 3 審査結果の通知

町長による審査結果は、すべての応募者に文書で通知する。また、紫波町ホームページにおいても公表する。

## VI 契約の手順

町と事業予定者は、次の手順で、事業契約を締結するものとする。

#### (1) 契約締結に向けての協定

事業予定者選定後、速やかに、事業予定者と町の間で、契約締結に向けての協定を締結する。この協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者がSPCを設立すること、また、町は議会の承認を得る等のために、事業予定者と町の双方が今後協力していくことを確認する旨の内容とする。

#### (2) SPCの設立

事業予定者は、上記協定の締結後、速やかに、契約当事者としてSPCを

設立するものとする。

(3) 仮契約

事業予定者によるSPC設立後、速やかに、町とSPCとの間で、事業期間中の双方の役割、責任分担について明確化した仮契約を締結する。仮契約書は、紫波町議会（平成17年12月開催予定）における承認に付される。

(4) 本契約（事業契約書）

仮契約が紫波町議会において承認を経た後、その旨を契約の相手方に通知したとき、本契約として効力を発するものとする。

(5) 業務実施計画書

事業者は、契約締結後45日以内に、町と協議の上、本事業の業務実施に関する業務実施計画書を作成するものとする。

## Ⅶ 履行すべき業務の要求水準

町がPFI事業者に要求する業務水準は、別添1「業務要求水準書」に記載する通りである。概ねこの内容が事業契約書に規定されることとなる。

## Ⅷ 提案の内容及び条件

町が応募者に要求する提案書の内容は、別添2「提案書の構成」に準じて作成するものとする。必要に応じて、修正、追加、削除しても差し支えない。

様式1-1号

## 参加表明書

平成17年 月 日

紫波町長 藤原 孝 様

(住所)

(会社名又は代表企業名)

④

(代表者)

(電話・FAX番号)

(E-mailアドレス)

「紫波町管理型浄化槽整備事業」への参加について

「紫波町管理型浄化槽整備事業」に参加を希望しますので、参加表明書を提出します。

記

グループ名

---

## 代表企業（応募企業）及び構成員一覧

グループ名 \_\_\_\_\_

代表企業 又は 応募企業	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax
	本事業での役割
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax
	本事業での役割
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax
	本事業での役割

- 備考1 本事業での役割欄には、業務分担を簡潔に記入し、一業務を複数企業で分担する場合も各分担を記入すること。
- 2 役割業務に資格が必要な業務を担当する場合は必要な資格を持った会社とすること。
- 3 構成員が4社以上の場合等、本様式に記入しきれない構成員について、この様式に準じたものを作成し、記入すること。
- 4 応募者が1社の場合、グループ名及び構成員欄の記入は不要

## 予定協力会社一覧

グループ名 \_\_\_\_\_

役 割	協力会社の概要・連絡先等
建設企業 (浄化槽の建設)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax
保守点検企業 (浄化槽の保守点検)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax
清掃企業 (浄化槽の清掃)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax
清掃企業 (浄化槽汚泥の収集運搬)	所在地 商号又は名称 代表者職氏名
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail Fax

- 備考1 一つの協力会社が複数の役割を担う場合は、それぞれの役割の欄に会社名を記入すること。
- 2 それぞれの役割業務に必要な資格を持った会社とすること。
- 3 予定協力会社を本様式に記入しきれないときは、この様式に準じたものを作成し、記入すること。

様式2号

参加辞退届出書

紫波町長 藤原 孝 様

(住所)

(会社名又は代表企業名)

印

(代表者)

(電話・FAX番号)

(E-mailアドレス)

平成17年 月 日付で参加を申込みました「紫波町管理型浄化槽整備事業」への参加について、都合により辞退したいので届け出ます。

記

グループ名

---

紫波町長 藤原 孝 様

### 事業者募集要項に関する意見書・質問書

「紫波町管理型浄化槽整備事業事業者募集要項」について、以下のとおり意見・質問を提出します。

提出者	会社名：
	部署：
	氏名：
	所在地：
	電話番号：
	FAX番号：
	電子メール：
該当箇所	(※該当する事業者募集要項・業務要求水準書・提案書の構成の頁数、項目等を明示してください。)
意見・質問のタイトル	
意見・質問の内容	1 意見                      2 質問 (※いずれかを○で囲んでください。)

注1 対象は、いずれかを○で囲んでください。

2 意見・質問は、簡潔かつ具体的に記入してください。

3 意見・質問は、この用紙1枚につき1件とします。